

(岐阜市事業創造支援補助金)

令和7年度 産学官連携事業補助金

【募集要項】

【募集期間】

令和7年4月15日(火)から令和7年5月15日(木)まで※

(※締切：募集期間最終日の17時必着)

【提出方法】

応募書類は、電話で予約の上直接持参、郵送または
岐阜市オンライン申請サイト(LoGo フォーム)より提出してください。

<https://logoform.jp/f/jM08j>

＼LoGo フォーム／



※岐阜市事業創造支援補助金交付要綱をよく読み、遺漏のないようお願いします。

※申請に係る費用は自己負担となります。

※提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

【申請書等の入手方法】

各種様式につきましては、岐阜市公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1005793/1005798.html>

＼岐阜市 HP／



【提出・問合せ先】

岐阜市役所経済部商工課 工業振興係

〒500-8701 岐阜市司町40-1 市庁舎13階

電話番号：058-214-2359 FAX：058-265-2218

応対時間：月曜日～金曜日 8:45～17:30(祝日を除く)

※申請をお考えの際は、事前に必ずご相談ください。

1 事業の目的

本事業は、大学・高専や公設試験研究機関と連携し、新技術、新製品、新サービス等の共同研究開発に取り組む市内中小企業等を対象に、かかる経費の一部を助成することで、新たな付加価値を創造する挑戦を支援し、本市経済の持続的な発展を図ることを目的としています。

2 補助金の概要

(1) 補助対象期間

交付決定日から令和8年3月31日（火）まで

※補助対象期間内に着手し、支払いを完了する必要があります。

着手とは、契約締結、原材料・機械等の発注、宣伝広告制作依頼などを行うことです。

(2) 補助率、補助金額、補助件数

補助率	補助対象経費の額の3分の2以内
補助金額	上限300万円
補助件数	2件程度（予算の範囲内で決定）
補助事業 決定方法	審査委員会での書類審査、面接審査（事業説明、質疑応答）を経て、交付対象者を決定 ※応募者多数の場合は、申請書類の審査を行い、上位者を選定した上で、面接審査（事業説明、質疑応答）を実施します。

※ 補助金の支払いは、補助事業の完了後になりますので、補助事業を実施する際には、借入金等で必要な資金を自己調達する必要があります。

(3) 補助対象事業

大学等※と連携して新技術、新製品、新サービス等の共同研究開発に新たに取り組む事業

※大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（同法第2条第2項に規定する公立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。）をいう。

交付の申請は、1事業につき、連続して2年度まで可能です。

(4) 補助対象者

岐阜市内の**中小企業※1**又は**グループ等※2**で、大学等と共同研究体制を構築して、新技術、新製品、新サービス等の共同研究開発を新たに取り組む方。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象外**となります。

- ・市税に滞納がある方
- ・申請事業について、他の公的な補助金等の支援を受けている方
- ・岐阜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、又はそれらと密接な関係を有する方

※1 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に本店又は主たる事業所もしくは工場を有するもの及び市内の個人事業者をいう。

※2 グループ等 構成員の4分の3以上が中小企業であるグループ又は組合をいう。

(5) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下の(1)～(7)に掲げるもので、①～③の要件をすべて満たすものとなります。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 機械装置又は工具器具の購入、借用又は修繕に要する経費
- (3) 外注加工、検査、分析、調査等の外注委託に要する経費
- (4) 大学等へ支払う研究に要する経費
- (5) 事業の結果生じた産業財産権に関する申請及び取得に要した経費
- (6) 販路開拓に要する宣伝広告又は見本市等への出展に要する経費
- (7) その他市長が適当と認める経費

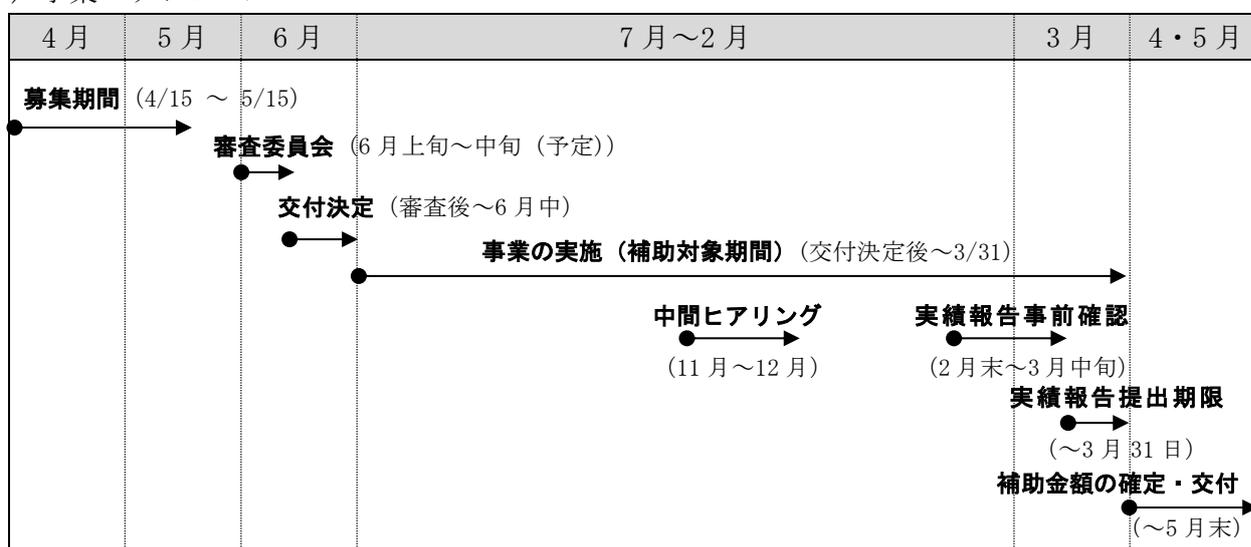
- ①使用目的が本事業の遂行に必要であると明確に特定できるもの
- ②交付決定日以降の契約・発注等により発生し、かつ補助事業期間内に支払いが完了するもの
※交付決定前に開始した事業の経費や補助事業完了日までに支払いが完了していないものは対象となりません。
- ③証拠書類によって、金額・支払い等が確認できるもの

【補助対象にならない経費(例)】

- ・代表者が同一人である会社間(グループ等の申請にあっては、その構成員間)の取引に関する経費
- ・公租公課(消費税、地方消費税、所得税、不動産取得税、登録免許税、印紙税、収入証紙等)
- ・特許庁に納付する出願手数料(出願料、審査請求料、審判関係手数料、特許料・登録料等)
- ・事業運営にかかる経費(運転資金、販売費用、事務用品等の消耗品等)
- ・従業員等の雇用に関する経費(人件費、役員報酬等)
- ・建物等の賃借料、借入に伴う仲介手数料、振込手数料、代引き手数料
- ・通信運搬費(切手代、郵送代、インターネット利用料金等)、光熱水費、旅費
- ・他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・社会通念上、公的な資金の使途として不適当な経費 等

上記は、あくまで一例です。判断が難しい場合は、必ず事前にお問い合わせください。

(5) 事業スケジュール



3 応募手続きの概要

(1) 募集期間 令和7年4月15日(火)～令和7年5月15日(木) 17時必着

(2) 提出先(問合せ先)

岐阜市役所経済部商工課 工業振興係

〒500-8701 岐阜市司町40-1 市庁舎13階

電話番号: 058-214-2359 FAX: 058-265-2218

応対時間: 月曜日～金曜日 8:45～17:30(祝日を除く)

(3) 提出書類

以下の書類を作成・準備し、(4) 提出方法により提出してください。

各種様式につきましては、岐阜市公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1005793/1005798.html>

①	岐阜市事業創造支援補助金交付申請書(様式第1号)
②	事業計画書(産学官連携事業補助金/スタートアップ支援補助金)(様式第2号)
③	産学官連携事業計画書(様式第3号)
④	収支予算書(産学官連携事業補助金)(様式第4号)
⑤	岐阜市税に滞納がないことが確認できる書類(完納証明書)
⑥	同意書(様式第5号)
⑦	法人にかかる登記事項証明書「現在事項全部証明書」(登記簿謄本)(法人申請のみ)
⑧	開業届など市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し(個人事業者申請のみ)
⑨	直近の決算書の写し
⑩	企業概要が確認できる書類(パンフレット等)
⑪	グループ等の構成員名簿(様式第6号)及び構成員全員分の⑤～⑩の書類 (グループ等申請のみ)

(4) 提出方法

応募書類は、電話で予約の上直接持参、郵送または岐阜市オンライン申請サイト(LoGo フォーム <https://logoform.jp/f/jM08j>) より提出してください。

※岐阜市事業創造支援補助金交付要綱をよく読み、遺漏のないようお願いします。

※申請にかかる費用は自己負担となります。

※提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明(確認)できる方法によってお送りください。なお、「FAX」や「電子メール」などによる提出は受付できません。

※提出された書類により本市が取得した個人情報については、厳正な管理を行い、**以下の利用目的**以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合は除く。)

・本補助金における補助事業者の審査、選考、暴力団等の照会等のため。

・交付決定後の事務連絡、資料送付等のため。

※審査は募集期間内に提出された書類により行いますので、書類の差し替え、追加提出、訂正等には応じられません。特に公的書類は、入手が遅れ、発送時に間に合わなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 審査

岐阜市経済部商工課による形式要件の確認を行ったうえで、審査委員会での書類審査、面接審査（事業説明、質疑応答）を行い、採択する事業を決定します。（審査委員会の日時等は後日通知します。）

※応募者多数の場合は、事前に申請書類の審査を行い、上位者を選定した上で、面接審査（事業説明、質疑応答）を実施します。

(1) 審査における主な着眼点

項目	内容
地域への波及効果	地域への波及効果は高いか。
共同研究体制	大学の技術や研究内容を見極めた上で、目的達成に向けた共同研究体制がきちんと位置付けられているか。
チャレンジ性、戦略性	研究開発にチャレンジ性、戦略性があるか。
事業の将来性	共同研究開発を踏まえた事業の将来性があるか。
事業計画	事業計画がきちんと練られているか。
資金計画	事業の遂行に十分な資金計画があるか。

(2) その他

- ・審査方法に関するお問い合わせには、一切応じかねます。

5 採択

審査の結果は、応募者全員に**文書**で通知します。

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねます。

なお、採択された方については、岐阜市公式ホームページにおいて、法人名（個人事業者にあつては、屋号・個人名）、共同研究テーマ、共同研究相手先を公表しますので、予めご承知おきください。

6 交付決定

審査委員会における書類審査及び面接審査（事業説明・質疑応答）を経て、交付対象者を決定します。

また、補助金の交付決定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、**交付決定通知書**により通知します。なお、交付決定通知書により通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付希望額より減額となる場合がございますので、ご注意ください。

※通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、対象経費が予定を超えた場合にあっては、決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

7 交付決定後～事業完了まで

(1) 事業の途中で、以下に該当する事項が生じた場合は、承認が必要となります。

- ・補助事業の計画の変更（**軽微な変更※**を除く。）
- ・補助事業を中止又は廃止

※ **軽微な変更**とは、申請した**補助対象経費の20%以内の変更**をいいます。

(2) 補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備してください。また、書類、帳簿等は、補助事業等の完了後、5年間保存してください。

(3) 11月～12月頃、事業の進捗確認や現地調査を行います。（日程は後日通知します。）

(4) そのほか必要と認めるときは、事業の遂行状況について報告を求めることがあります。

8 事業報告・補助金の交付

補助事業の完了後、30日以内若しくは令和8年3月31日（火）までのいずれか早い日までに、事業実績報告書を提出してもらいます。その後、実施した補助事業の内容や経費の内容について検査・確認を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金の支払いとなります。

※補助金は事業完了後の審査及び現地調査を経て、確定条件に適合すると認められた場合に交付します。

※補助金の交付には、事業実績報告書の提出後、報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

※ 事業完了予定が3月31日の補助事業者にあつては、2月末時点で提出書類の事前確認を行います。

9 事業完了後の主な注意事項

(1) 補助対象事業実施年度の翌年度から**3年間**、当該事業についての状況を報告してもらいます。

(2) 産業財産権の譲渡又は実施権の設定および供与について

補助事業に基づき取得した産業財産権の譲渡又は実施権の設定及び供与による収益が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付してもらいます。

(3) 財産処分の制限について

補助事業において取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、事業終了後5年間、その処分等につき制限を受ける場合があります。

10 その他

- ・ **交付決定日の前に事業に着手**することは認められません。
- ・ その他補助金に関する事項は、岐阜市補助金等交付規則及び岐阜市事業創造支援補助金交付要綱に基づきます。